

公安委員会 説明資料 No. 1	令和6年11月県議会定例会議案の概要について	令和6年11月14日 警 務 部
報告事項 令和6年11月県議会定例会において、地域活性化のための予算議案等を提案する。		
1 議案の概要 (1) 予算議案 1 件 11 月補正予算 8,556 万 2,000 円 債務負担行為 「警察本部庁舎設備等管理業務委託事業」 限度額 4,159 万 6,000 円 (2) 予算外議案 1 件 道路交通法施行令の一部を改正する政令が施行されるに伴う香川県警察関係手数料条例の一部改正 2 予算議案の内訳 (1) 11 月補正予算歳出（8,556 万 2,000 円） 警察施設設備整備事業 ア 老朽化した運転免許センターの郷東地区自動排水ポンプ施設の改修（2,579 万 5,000 円） イ 老朽化した観音寺警察署の空調設備の更新（4,863 万 7,000 円） ウ 老朽化したさぬき警察署のブロック塀の撤去及びフェンスの設置（448 万 4,000 円） エ 老朽化した東かがわ警察署外の非常用電源装置の改修（664 万 6,000 円） (2) 11 月補正予算歳入（8,556 万 2,000 円） 歳出で計上する事業の財源に、財政調整基金を繰入、県債を充当 (3) 債務負担行為（限度額 4,159 万 6,000 円） 令和7年度の警察本部庁舎設備等管理業務委託について、円滑な発注を図るため、本年度中に契約に係る準備を行う必要があることから、債務負担行為をしようとするもの 3 今後の予定 11 月県議会定例会に上程後、総務委員会において審議		

公安委員会 説明資料 No. 2	令和6年度上半期における監察実施結果について	令和6年 11 月 14 日 警 務 部
報告事項 対象所属に対する業務監察及び服務監察を実施した結果、一部指導事項があったもののおおむね良好であった。		
1 実施期間 令和6年度上半期（令和6年4月から同年9月までの間） 2 対象所属 全12警察署 警察本部通信指令課（自動車警ら隊）、交通機動隊、高速道路交通警察隊 3 実施者 担当監察官及び監察補佐員 4 監察項目 (1) 業務監察 ア 警務部 現場執行力向上のための教養・訓練の推進状況 イ 生活安全部 サイバー空間の脅威に関する諸対策の推進状況 ウ 地域課 地域警察における的確かつ実質的な業務の管理状況 エ 刑事部 適正な捜査資料の保管・管理と情報漏洩防止の推進状況 オ 交通部 交通指導取締り要領に関する教養及び交通切符等の管理業務の推進状況 カ 警備部 テロ等重大事案の未然防止に向けた取組状況 (2) 服務・術科監察 ア 非違事案防止対策の推進及び各種事故防止対策の取組状況 イ 職員の指導・支援の実施状況 ウ ハラスメント防止対策の推進状況 エ 通常点検、術科訓練 5 実施結果 一部指導事項があったものの、おおむね良好であった。		

公安委員会 説明資料 No. 3	指定自動車教習所に対する監督命令について	令和6年 11 月 14 日 交 通 部
報告事項 不適正な教習を実施した指定自動車教習所に対し、道路交通法の規定に基づく監督命令を実施し、その後再発防止策の履行を確認した。		
1 不利益処分の名宛人 教習所名 A自動車学校 設置者 甲男 管理者 乙男 2 不利益処分の内容等 (1) 不利益処分の内容 監督命令 ア 業務管理の徹底及び責任の所在の明確化 イ 再発防止策の策定報告 (2) 根拠規定 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の7第2項 (3) 処分年月日 令和6年6月27日 (4) 処分理由 当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習水準の維持向上に努めなければならないところ、普通自動車（AT限定免許）に係る技能教習において、教習生3名に対し、仮免許練習標識を表示させず不適正な路上教習を実施したことによる。 3 弁明機会の付与 不利益処分の名宛人に対して弁明の機会を付与したところ、原因となる不適正事案を認め、いかなる処分も受入れ、再発防止に努めるとの弁明書が提出された。 4 指定自動車教習所による再発防止策 (1) 確認事項をチェックする確認表の作成及び運用 (2) 教習車両内に確認事項を掲示し、教習指導員及び教習生が教習車両乗車時に確認事項を確認する。 (3) 管理者及び副管理者による、昼礼時における注意喚起及び確認状況の抜打ちチェック 5 県警察としての再発防止策 (1) 管理者対象の教習委員会（8月22日開催）において指導 (2) 教習指導員等を対象とした法定講習（10月16日から開催）において指導 (3) 当該自動車学校に対して随時検査（無通告の立入調査）を実施（10月16日）し、再発防止策の履行状況を確認		